

# 焼津市立小川中学校いじめ防止基本方針

## 【PTA・地域との連携】

- いじめの様態によっては、PTAとの協議や保護者会の開催など、情報交換を密にし、丁寧な対応に努める。（学校運営協議会・小川の教育を語る会等）

## 【目指す子ども像】

志を育む あたたかな学校  
自ら動く！ ～Let's Try!～

## 【関係機関等】

- 焼津市教育委員会学校福祉部  
子ども支援課、家庭支援課
- こども相談課
- 焼津市青少年相談センター
- 焼津警察署生活安全課
- 中央児童相談所、はるかぜ

## 【校内研修等】

- 生徒理解研修会で生徒の様子を共有し、いじめへの対策について学ぶ機会を持つ。
- 「学びは、生徒がデザインする」を校内研修テーマとし、日常の授業から対話し、互いに協力しあう授業作りを展開する。
- 学校内のSCを活用したいじめの防止研修を推進する。

## 【学校いじめ問題対策委員会】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・各学年職員  
（状況により学級担任・部活動顧問・SC・SSW・心の教室相談員・支援員等）  
学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの把握・解消に努め、改善を図る。

## 【教育相談体制】

- 学校いじめ問題対策委員会で対応し、状況によっては、SC・SSWや心の教室相談員・支援員等にも会議に参加してもらい早期解決に努める。
- 自分の相談しやすい人に相談することの大切さを意識させる。

## 【生徒支援体制】

- 年度当初にいじめ対策に関する基本的なおさえの共通理解を図り、組織として対策にあたる。
- いじめに関わる情報は些細なものであっても随時学校いじめ問題対策委員会に報告することとする。
- いじめに関わる情報が寄せられた場合は担任、学年職員、養護教諭、部活動顧問などその生徒と心理的な距離が近い教員が生徒への聞き取りを行う。
- 情報により「いじめである」と判断された事案に対しては全て学校いじめ問題対策委員会で対応を検討しその経過を把握する。

## 【未然防止の在り方】

- 心理的安全性を保つために、生徒集会等で人との温かな関わり方について考える場を設け、生徒自身で人的環境を向上させようとする意識を持つ。
- 特別活動では、縦割り活動を取り入れ、お互いに協力することの良さや一人一人の良い面を認め合う経験を積み、自己肯定感や自己有用感を感じることができるようになる。
- いじめを未然に防止する取り組みとして、①面と向かってあいさつ、②話を聴く、③認める・褒めるの3つに重点を置く。
- 4月の学級懇談会で、ネットやSNSをテーマにした話し合いをする。

## 【早期発見の在り方】

- 常日頃から生徒の様子について注目する姿勢をもつ。生活ノートや1人1台端末を活用した心の健康観察の表記、日常の会話での表情や言動の変化に注目する。
- 心の教室相談員やSC・SSWとの面談体制を整える。
- 年間2回のいじめアンケートを実施し、生徒からの情報を募る。
- 原則として欠席が2日以上続いた生徒には、学級担任が電話連絡を行い、家庭での様子を聞くなどして、家庭との連絡を積極的に行う。
- 生徒支援部会、運営委員会での情報交換を大切にし、職員同士の共通理解を図る。

## 【早期対応の在り方】

- 「客観的事実的的確な把握」を大切にする。
- いじめの疑いが見受けられた際には、速やかに（原則としてその日のうちに）学校いじめ問題対策委員会への連絡を行う。連絡の経路を明確にし、確実に情報共有が行われるようにする。
- いじめの疑いに対しては、速やかに本人及び周囲の生徒から情報を集め、事実の確認及びいじめの全体像を把握する。
- 学校いじめ問題対策委員会を中心にケース会議を開き、個々にはなく、組織として対応にあたる。

## 【継続支援の在り方】

- 一旦発生したいじめについては、そのいじめが解消したかどうかにかかわらず、定期的にその後の様子を確認し、早期解決・再発防止に努める。
- 認知したいじめについては、職員に周知し、学校全体として継続的に支援する体制を作る。
- 家庭と定期的な連絡を行い、家庭の様子、学校での様子について情報を交換し合いながら、生徒の目線に立ったていねいな対応を心がける。

【重大事態】「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、事実確認の結果を直ちに焼津市教育委員会に報告し、連携して対処する。

焼津市立小川中学校 いじめ防止対策年間計画

月	①組織・連携・点検・評価 等	②未然防止【D】	③早期発見・対応と継続的支援
4	【P】 学校いじめ問題対策委員会 【P】 生徒理解研修会①② 【P】 授業参観・学級懇談会①	生徒会（専門委員会） 生活学習ガイダンス 第1回校内研修 対面式 二者面談 学級懇談会（ネット・SNS 関係）	
5	【P】 学校運営協議会① 【D】 小川の教育を語る会①	道徳（いじめに関する教材の活用） いじめ予防に関する授業	
6	【A】 生徒理解研修会③	第2回校内研修	【C】 第1回いじめアンケート
7	【D】 小中合同研修会	第3回校内研修 三者面談 学校評価アンケート実施	【A】 第1回アンケートに対する対応とその後の確認
8	【A】 夏の生徒理解研修会④	第4回夏季校内研修	
9	【A】 生徒理解研修会⑤	文化発表会（縦割りによる合唱交換会）	
10	【P】 学校運営協議会②	体育大会（縦割りによる種目・応援練習） 第5回校内研修会 秋の教育相談（二者面談）	
11	【A】 授業参観・学級懇談会②		【C】 第2回いじめアンケート
12		三者面談 第6回校内研修会 学校評価アンケート実施	【A】 第2回アンケートに対する対応とその後の確認
1	【P】 学校運営協議会③ 【A】 小川の教育を語る会②		
2	【A】 生徒理解研修会⑥ 【A】 授業参観・学級懇談会③		【C】 焼津市のアンケート
3		3年生を送る会	【A】 焼津市のアンケートに対する対応と次年度への引き継ぎ

毎週 生徒指導部会・主任会

実施

「学びは生徒がデザインする授業」

合い言

生活ノート等でのいじめの把握